

5 割賦販売契約に伴う債権譲渡の承諾条項及び顧客が販売店に対して有する抗弁の債権譲受人への対抗

渡辺達徳

東北大学名誉教授

- ・二審：東京高判令元・11・14 平31（ネ）1722号 各譲受債権請求控訴事件 判タ1478号56頁
- ・一審：東京地判平31・1・29 平26（ワ）31252号 平26（ワ）31253号 平26（ワ）31257号 譲受債権請求事件 判タ1478号66頁

●——事実の概要

X社は、いわゆる信販業者から顧客への信用供与を直接受けることのできない販売店が顧客に対して有する代金債権等を譲り受け、顧客が支払うべき代金等に係る金員を、債権買取代金として販売店に支払い、譲受債権の回収という名目で、顧客から代金等に係る金員を回収する業務を行っていた。

A社は、宝石、貴金属、化粧品等の販売、エステティックサロンの経営等を業とする株式会社であり、B社は、化粧品の製造、販売及び輸出入業、エステティックサロンの経営等を業とする株式会社である（以下、A社とB社を併せて「本件販売店」という。）。

XA間においては、以下のような債権譲渡基本契約が締結されていた。

すなわち、本件債権譲渡基本契約は、Aが顧客との間で締結する割賦販売契約に基づき、Aが当該顧客に対して現在及び将来有する債権（譲渡債権）をXに対して譲渡するも

のであり、債権譲渡の個別契約は、AがXに対して所定の申込書を提出し、Xがこれを審査のうえ当該申込みを承認したときに成立すること、また、個別契約に基づく債権譲渡の対価は、Aが顧客に対して有する債権額の85パーセントとすること、などである。

その後、XB間においても、これと同内容の契約が締結された。

Y₁（年齢25歳の女性）は、平成23年2月12日、知人から無料で脱毛のエステを受けられると聞いて、ある店舗を紹介され、同店舗において、Bの代表者から説明を受けた。Y₁は、相手方をBとし、役務「無」、商品（役務）名・形式「美容品一式 別紙商品明細書の通り」、金額「700000円」等と記載され、債権譲渡の異議なき承諾条項及び期限の利益の喪失条項が印刷された契約書に署名捺印し（Y₁割賦販売契約の締結）、これと同様の商品名、販売価格が記載された売買契約書の申込者欄にも署名押印した。

Y₂（年齢22歳の女性）は、平成23年3月

23日、B本店において、無料で脱毛を受けることができ、そのためには80万円の契約をする必要があるが、実際には自分で代金を負担することはない、などの説明を受け、Bとの間で、Y₁におけるのと同様の割賦販売契約（Y₂割賦販売契約。金額は80万円）及び売買契約を締結した。

Y₃（年齢33歳で芸能事務所に所属する女性）は、当時契約していた芸能事務所の従業員から、無料で脱毛を受けられ、そのためには脱毛の契約ではない契約をする必要があるが、その代金は他から支払われるのでY₃が代金を負担することはないなどと説明され、平成23年11月9日、指示された雑居ビル内の一室でAの関係者とみられる男性から説明を受けて、Aとの間で、Y₁及びY₂におけるのと同様の割賦販売契約（Y₃割賦販売契約。金額は50万円）及び売買契約を締結した（以下、Y₁からY₃までを総称して「Yら」という）。

Yらが本件各割賦販売契約を締結した後しばらくの間は、Yらの預金口座に割賦代金相当額の入金がされてから当該割賦代金が引き落とされ、Yらが割賦代金を負担することはなかったが、その後、割賦代金相当額の入金も割賦代金の引落しもされなくなった。

Xは、Yらが本件各割賦販売契約に基づく残代金を20日以内に支払うよう催告し、その支払がなかったことから、Yらが期限の利益を喪失したとして、残代金の一括支払を求めて訴えを提起した。

Yらは、①訪問販売に係る販売店に対するクーリングオフ、②訪問販売に係る販売店の禁止行為違反による取消し、③特定継続的役務提供に係る販売店に対するクーリングオフ、④特定継続的役務提供に係る販売店の禁

止行為違反による取消し、⑤錯誤無効、⑥消費者契約法に基づく取消し、⑦個別信用購入あっせんに係るクーリングオフ、⑧個別信用購入あっせんに係る取消し（訪問販売）、⑨個別信用購入あっせんに係る取消し（特定継続的役務提供契約）、⑩権利の濫用または信義則違反、を理由として争った。

一審は、本件のような債権を譲渡する前の時点における譲受人を特定しない承諾であっても、債権譲渡及び異議をとどめない承諾の条項は有効であり（平29法44による改正前の民法468条1項。以下、特記のない限り、民法の条文は、改正前の規定を指す。）、Yらが本件販売店に対抗することができた事由の存在をXが知らなかったことにつき、Xに過失はないこと、また、Xは、割賦販売法上の個別信用購入あっせん業者の地位にあるとはいえず、同法における抗弁の対抗は問題とならないこと、を述べ、Yらの販売店に対する抗弁の成否を判断することなく、Xの請求をすべて認容した。

Yらのうち、Y₂及びY₃が控訴。

●——判旨

Y₂とBとのY₂割賦販売契約については、同契約は、店舗取引であって特商法の適用はないとされたほか、Bに対する抗弁の存在は認められないとして、控訴棄却。

一方、Y₃とAとのY₃割賦販売契約については、同契約は、「営業所等以外の場所」において締結されており、特商法2条1項1号所定の訪問販売に係る契約に当たるが、Y₃は、特商法4条1項及び5条1項所定の書面のうち商品明細書の交付を受けておらず、した

がって、クーリングオフの起算日が進行していないこと（特商法9条1項）、Y₃は、平成27年8月22日にY₃割賦販売契約を取り消す旨の意思表示をしていること、Y₃が署名した契約書中の異議をとどめない承諾条項は効力を有せず、Y₃は、Aに対するこの取消しの抗弁をXに対して対抗することができることを認め、ただし、その範囲は、信義則上、5割の限度にとどまるとして、Y₃に対し、残代金のうち5割を支払うよう命じた。

Y₃に関する二審判決の判旨を整理すると、以下のとおりである（なお、一審判決の判示内容は、二審判決と対比しつつ「研究」の中で紹介する）。

1 債権譲渡における異議をとどめない承諾の趣旨

民法468条1項の趣旨は、「譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することによって…、譲受人の利益を保護しなければならない必要性が低いといえる場合にまで、抗弁の切断といった重大な効果を生じさせることは、債務者と譲受人との間の均衡を欠くことになる」と解されるから、本件のような事案においては、Y₃（債務者）とX（譲受人）の利益を保護すべき必要性の程度を検討することが相当である」。

本件における異議をとどめない承諾条項（以下「本件承諾条項」という。）は、契約書の裏面に小さく印字された全18か条の契約条項のうちの1条項にすぎず、Y₃は、当該割賦代金債権が第三者に譲渡される可能性や本件販売店以外の第三者がY₃名義の口座から割賦金を引き落とす可能性がある」と説明されたこともうかがえないから、「当時33歳で芸能関係の仕事をしており、格別の法的知識を

有していなかったY₃が、債権が譲渡されることを想定して承諾をしたと認めることはできないし、本件承諾条項の存在に格別の注意を払っていたとも考え難い。そして、本件承諾条項には、当該債権が具体的に誰に譲渡されるのかが一切記載されていなかったのであるから、一般的に、このような規定に基づいて債権譲渡を行った場合に、顧客に、二重弁済その他の不測の損害を及ぼすおそれがあることも否定できない」。

他方において、Xは、あらかじめ顧客に対する債権を85%の代金額で買い取る旨の基本契約をAとの間で締結し、実際に個別の債権を譲り受けるか否かは、信用調査を実施した結果を受けて一律に判断していた。したがって、XがAのY₃に対する割賦代金債権を譲り受けることは、「留保付きとはいえY₃が契約を締結する前から決まっていた」のであって、「Xが、本件承諾条項の存在により、Y₃のAに対する抗弁が存在しないことを信頼して、Y₃のAに対する割賦代金債権を譲り受けた」といった関係にあるわけではない…」。

2 Xが構築した債権譲渡のスキームと本件承諾条項の有効性

Xが構築したスキームは、「少なくとも経済的には、本件各割賦販売契約に係る債権譲渡は、割賦販売法が規制の対象とする個別信用購入あっせんに極めて類似する機能を果たしていた…」。「そうすると、消費者保護の観点から、…割賦販売法35条の3の19の趣旨は、本件のような事案で、債権譲渡業者が異議をとどめない承諾の存在を主張する場合にも妥当するというべきであり、実質的に考えてみても、販売業者が顧客と売買契約を締結する際に、信用供与を希望する顧客が、信販会社

とのローン契約書に署名するか、代金債権の譲渡についての承諾書に署名するかによって、消費者保護の必要性に差異が生じるものではない…」。

「以上を総合すれば、本件において、債権譲受人であるXの利益を保護すべき必要性は低く、本件承諾条項により抗弁切断の効果を認めることは、Y₃の利益保護の要請との均衡を欠くことになるから、本件承諾条項は、民法468条1項の異議をとどめない承諾としての効力を有しないものと解するのが相当である」。

3 Y₃による抗弁対抗の主張と信義則による範囲の制限

Y₃は、実質的に販売業者の資金繰りのために行われた名義貸しに加担したことになり、それが不正な行為であることは、法律知識に乏しかったとしても常識的に理解することができたはずであるから、Y₃がいわゆる悪質商法の純粋な被害者であるとは認め難い。他方において、Xは、個別信用購入あっせんないしそれに極めて類似する行為を行っていたのであるから、あっせんに係る取引を行う販売業者における一定の管理を行うことが求められていたものであり、販売業者の中に不健全なものが一定数含まれているであろうことを容易に推測でき、A社が一連の不正行為を行っていたことに気づかなかったというのは一定の落ち度といえる。

したがって、X側にも一定の落ち度があるものの、名義貸しというAの不正行為に加担したY₃が、Y₃割賦販売契約の実質が名義貸しであることに起因する抗弁を主張して残代金全額の支払を免れるというのは信義則に反するといわざるを得ず、「本件の諸事情を総

合考慮して、Y₃の抗弁その1（引用者注：特商法9条1項に定めるクーリングオフ）は、Xに対し、信義則上、5割の限度でのみ対抗することができる」と解するのが相当である」。

●——研究

1 検討の課題

多くの論点を含む事例であるが、以下では、債権を譲渡する前に譲受人を特定しないまま行われた異議をとどめない承諾（以下「2」）及び販売店の顧客に対する与信をする趣旨で債権譲渡を用いるというXのスキーム（以下「3」）について、一審と二審との相違に着目しながら検討した上で、Y₃による抗弁対抗を5割の限度で認めるという二審判決の結論について考察を行う。

2 債権を譲渡する前に譲受人を特定しないまま行われた異議をとどめない承諾

(1) Y₃は、契約書に本件承諾条項があることは予想することができず、また、販売店からその具体的な説明を受けることもなかったとして、承諾の効力を認めることはできないと主張していた。

これについて、一審判決は、民法468条1項の趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障するところにある点を重く見て、Yらの主張を退けていた。また、Y₃は、異議をとどめない承諾は販売店に対してしたにすぎず、債権の譲受人に対する承諾とみることはできないとも主張していたが、一審判決は、本件では販売店が譲受人（X）に対して本件承諾条項を記載した各割賦販売契約の契約書を送付していたのだから、Xは、本件各承諾を了知した上で債権を譲り受けた

ということができると述べていた。

(2) これに対し、本判決は、「判旨」「1」で紹介したとおり、Y₃（債務者）とX（譲受人）の利益を保護すべき必要性の程度という実質面に立ち入り、X自身の構築した取引スキームが、個別信用購入あっせんに極めて類似する機能を果たしていることにも言及した上で、「債権譲受人であるXの利益を保護すべき必要性は低く、本件承諾条項により抗弁切断の効果を認めることは、Y₃の利益保護の要請との均衡を欠くことになるから、本件承諾条項は、民法468条1項の異議をとどめない承諾としての効力を有しない」と結論づけている（「判旨」「2」）。

(3) この説示は、二様に解する余地がある。その1つは、本件承諾は、467条1項の「承諾」としては有効であるが、468条1項の「異議をとどめない」という効力を持たないというものであり、もう1つは、そもそも467条1項の「承諾」が存在しないというものである。この判決がY₃による抗弁対抗を認めつつ、信義則を援用してその限度を5割にとどめた結論との関係でいえば、前者の考え方が前提とされているように読める。しかし、債務者が、将来、当該債権が譲渡される可能性を認識しておらず、したがって、譲受人も特定されないまま、有効な承諾をしたとは認められないとの説も存在する（潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（2017）430頁。ただし、クレジット代金債権の譲渡については、別途の考慮をする余地を認める。）。後者の理解を前提とすれば、本件のような債権譲渡は、債務者対抗要件を具備していないとの帰結に傾くことになる。

(4) なお、民法468条1項は、いわゆる「債

権法改正」（平29法44）により削除された。この規定は、そもそも立法例として珍しいものであり、単なる観念の通知である承諾により抗弁の喪失という重大な効果の発生を認めることは、債務者保護の観点から妥当でなく、その正当化根拠の説明も困難であると指摘されてきた（中田裕康『債権総論（第4版）』（2020）664頁）。

しかし、債務者による抗弁権放棄の意思表示は有効にされ得るので、今後は、債権譲渡取引の実務において、債務者に抗弁権放棄の意思表示を求めることが想定されるが、とりわけ、包括的かつ事前の抗弁権放棄が特約された場合には、「約款問題や消費者問題として、その有効性が問題になる」ことが指摘されている（本判決掲載の判タ1478号57頁の匿名コメント。なお、「将来債権譲渡と抗弁の対抗」道垣内弘人＝中井康之 編著『債権法改正と実務上の課題』（2019）264頁〔松岡久和＝高須順一〕）。

(5) まず、抗弁権の放棄を意思表示と位置づける以上、その存否、有効性、範囲などについては意思表示の解釈における一般的なルールが妥当する。

その上で、包括的な放棄の可否について、放棄の対象となる抗弁は特定されている必要があるとしつつ、仮に包括的放棄を認めるとしても、悪意の譲受人との関係では当該抗弁の放棄の効力は生じないと解するものがあり（日本弁護士連合会 編『実務解説 改正債権法』（2017）272頁）、流通保護の要請が大きい有価証券においてすら悪意の譲受人は保護されないことを定める新520条の6を引用して同旨を示唆する見解もある（潮見佳男ほか 編著『Before/After民法改正』（2017）273頁

〔和田勝行〕)。一方、従来判例は、抗弁の存在につき善意有過失の譲受人も保護されないとしていたが（最二判平27・6・1民集69巻4号672頁）、今後は、単なる承諾でなく抗弁放棄の意思表示が存在することを理由に、善意有過失の譲受人も保護されるべきであると説かれている（前掲『Before/After民法改正』273頁〔和田勝行〕）。さらに、譲受人が「善意」か否かも問われないとの方向を示唆する文献もある（中田裕康ほか著『講義 債権法改正』（2017）228頁〔沖野眞巳〕）。

3 販売店の顧客に対する与信をする趣旨で債権譲渡を用いるというXのスキーム

(1) 一審判決は、割賦販売法は個別信用購入あっせん関係受領契約の存在を要素として各種の規律を設けているので、同契約が存在しなくても割賦購入あっせんに該当するという解釈は採り得ず、また、Yらが、XがYらから本件各割賦販売契約に基づく代金等に相当する額を受領する契約（個別信用購入あっせん関係受領契約に相当するもの）の申込みまたは承諾の意思表示をしたと認めることもできないと判示していた。

(2) これに対し、本判決は、Xが「『個別信用購入あっせん業者』に当たるか否かの判断はさて置く」としつつ、①Xが構築したスキームは、「少なくとも経済的には」、個別信用購入あっせんに極めて類似する機能を果たしていたこと、②消費者保護の観点から、割賦販売法35条の3の19の趣旨は、債権譲受業者が異議をとどめない承諾の存在を主張する場合にも該当すべきこと、③「実質的に考えても」、信用供与を希望する顧客が、個別信用購入あっせん代金債権譲渡の承諾のいずれによるかで消費者保護の必要性に差

異が生じるものではないこと、との理解を示した（なお、「付言するに」として、割賦販売法2条4項の定義規定の文言や同法の趣旨・沿革からして、個別信用購入あっせん関係受領契約が存在しない場合であっても、個別信用購入あっせんに当たり得るとの解釈は、十分な論拠を有するとも述べている）。

(3) 本判決は、その説示に照らして、本件取引を「個別信用購入あっせん」と認めたわけではなく、Xを「個別信用購入あっせん業者」と位置付けたのでもない。本判決は、①取引の経済的機能の類似性、②消費者保護の必要性、③購入者が採る手段としての互換性、に着目し、これらの要素を、本件承諾条項が民法468条1項に定める異議をとどめない承諾としての効力を有するかを判断するための基準としたものである。したがって、Xが構築した取引スキームが「個別信用購入あっせん」に該当するか否かを論ずることは、本判決の解説という埒を越えるものであるが、以下に考え方を整理しておく。

(4) 一審判決が、Y₃割賦販売契約は個品信用購入あっせんに該当しないとした理由は、上記(1)のとおりである。なお、本件と類似のスキームが用いられた取引において、債権譲受人と購入者との間に個別信用購入あっせん関係受領契約が存在することを否定した先例として、東京地判平26・10・3判タ1413号279頁がある。

一方、割賦販売法2条4項は、個別信用購入あっせんの定義について、「①「特定の販売業者等からの、②商品等の購入等を条件として、③（代金等に相当する額を）当該販売業者等に交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は

当該役務提供事業者への交付を含む。)し、④(当該額を)受領するという基本要件で構成されている」(経済産業省商務情報政策局 商務・サービスグループ商取引監督課編『割賦販売法の解説(平成28年改正対応版)』(2020)52頁)。

このように、割賦販売法は、契約類型に着目するのではなく、あっせん業者が販売業者に代金等の全部または一部の相当額を「交付」した後に購入者から金銭を受領するという「取引形態」に着目して、個別信用購入あっせんを定義しているのだから、個別信用購入あっせん関係受領契約の存在は必須でないとの指摘がある(日本弁護士連合会「いわゆる『ファクタリング』方式を利用した個別信用購入あっせんの適正な規制を求める意見書」(2018(平成30)年3月15日))。

4 Y₃による抗弁対抗を5割の限度で認めたこと

(1) 本判決は、Y₃が「いわゆる悪質商法の純粋な被害者であるとは認め難い」とする一方、「Xの側にも一定の落ち度が認められる」とも説き、「本件の諸事情を総合考慮して、Y₃の抗弁は、Xに対し、信義則上、5割の限度でのみ対抗することができる」と結論付けた。

(2) ここでX側の「一定の落ち度」というのは、Xが個別信用購入あっせんないしそれに極めて類似する行為を行っていたという理解の下に、Y₃をはじめ高額の化粧品を一時に大量購入する顧客が多数存在したのは不自然であること、割賦代金の買取りにより実質15%の手数料を支払うという販売業者の中には、不健全な販売業者が一定数含まれていることを容易に推測できたこと、といった事情に照らして、Aが商品明細書の不交付を含む

一連の不正行為を行っていたことにXが気づかなかったことを指している。ここで本判決は、Xには、「販売業者における一定の管理を行うことが求められていた」と説くが、Xと販売業者との間にいわゆる「加盟店契約」が存在しないことを考慮すると、加盟店契約がなくても、Xが販売業者の事業内容、販売方法などを知り得る立場にあれば、一定の管理を求める趣旨とも解され、注意が必要である(ただし、割賦販売法上、個別信用購入あっせん業者が販売業者等につき一定の「調査」を行う義務は定められているが(例えば35条の3の5)、販売業者等を「管理」することは予定されていない)。

(3) 本判決は、Y₃の抗弁権は5割を限度としてXに対抗することができる結論付けているが、この「折半」的帰結は、事案にみられる諸要素を丁寧に汲んだ実質的衡量の結果とはいいい切れないとの印象を受ける。この点については、最三判平29・2・21民集71巻2号99頁との視線の往復も必要であろうが(同判決については、尾島茂樹「判例研究(最判平29・2・21)」CCR9号(2020)52頁及びそこに所掲の裁判例・文献を参照)、名義貸しという不正行為の抑止効という意味では、名義貸しを持ちかけた販売店等とこれに加担した購入者等の帰責性のいずれかを安易に軽く評価することには慎重であるべきではないか、との見方も提示しておきたい。

[参考文献]

笠井修「債権譲渡型クレジットにおける異議をとめない承諾(抗弁放棄)とクーリングオフ」現消48号(2020)125頁